

第八十四回国会 大蔵委員会 議 録 第十九号

昭和五十三年三月三十一日(金曜日)

午前十時六分開議

出席委員

委員長 大村 襄治君

理事 小泉純一郎君

理事 保岡 興治君

理事 塚田 庄平君

理事 永末 英一君

理事 愛知 和男君

理事 宇野 宗佑君

理事 後藤田正晴君

理事 坂本三十次君

理事 林 大幹君

理事 森 美秀君

理事 池端 清一君

理事 沢田 広君

理事 貝沼 次郎君

理事 高橋 高望君

理事 永原 稔君

出席國務大臣

大蔵 大臣

出席政府委員

經濟企画庁物価

局審議官

大蔵政務次官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省主税局長

大蔵省関税局長

国税庁間税部長

委員外の出席者

公正取引委員会

事務局長引部取

引課長

公正取引委員会

事務局長引部取

品表示指導課長

理事 野田 毅君

理事 佐藤 鶴樹君

理事 坂口 力君

理事 池田 行彦君

理事 小淵 恵三君

理事 佐野 嘉吉君

理事 高島 修君

理事 原田 憲君

理事 山中 貞則君

理事 川口 大助君

理事 只松 祐治君

理事 宮地 正介君

理事 荒木 宏君

理事 村山 達雄君

理事 水田 治雄君

理事 稲村 利幸君

理事 福田 幸弘君

理事 大倉 眞隆君

理事 戸塚 岩夫君

理事 矢島錦一郎君

理事 樋口 嘉重君

理事 土原 陽美君

經濟企画庁國民

生活消費行政

政第一課長

厚生省環境衛生

局指導課長

食糧庁総務部長

大蔵委員会調査

室長

吉岡 博之君

林 崇君

小野 重和君

葉林 勇樹君

委員の異動

三月三十日

辭任

荒木 宏君

補欠選任

工藤 晃君

辭任

工藤 晃君

補欠選任

荒木 宏君

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置

法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○大村委員長 これより會議を開きます。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置

法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。宮地正介君。

○宮地委員 このたびの酒税法及び清酒製造業の

安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

につきまして、私はまず前段の酒税法についてお

尋ねいたします。

財政運営上の立場から、この酒税の収入という

ものの位置づけについても、いままでも種々論議

を呼んでおりますけれども、新たな低経済成長と

いう段階に入った今日の財政の姿容の中におい

て、酒税収入、酒税のあり方という問題について

も、その態様において何らかの変化を考慮してい

かななくてはならないのではないかというように思

うわけでございますが、この点について大蔵大臣

はどのようにお考えになっておりますか。

○村山國務大臣 酒税は、一つの消費税の体系と

して考えてみますと、非常に特色を持つておるも

のでございます。一つは、何と申しましても致辭

飲料だということでございます。余りよけい飲

むと体に悪いという問題がございます。もう一つ

は、嗜好飲料でございます。古来人類が始まっ

て以来、飲む程度はいろいろでございますけれど

も、人間の生活とは離れることのできないもので

あるということ、その意味で非常に嗜好性の強い

ものでございます。

そういう二つの特色がございますので、どこの

国でも、その生産、販売あるいは消費につきまし

て、特殊の財政物資として、一方においてはそこ

に普通の消費よりもよけい負担を求めるといふこ

と、と同時に、過度の飲み方につきましては社会

的にもいろいろ問題があるわけでございます。すの

で、そういった両面にわたってやっておりますこ

でございす。

日本の例を見ましても、明治以来、一ころは地

租が国家財政の大部分だという時代がございまし

た。その次は酒税が国家財政の大宗をなした時期

も画したのでございます。しかし、経済が発達し

たしますと自然と、法人、個人を通じて所得

課税がその大宗をなすことは当然でございます。

したがいまして、酒税はまだ消費税の中で大きな

ウェイトを持つておるものの、全体の税収として

はやはり比重は下がらざるを得ない、こういう関

係にあると思ひます。

しかし、いずれにいたしましても、消費税とい

たしましては、わが国でも各国でも同様でござい

ますけれども、今後といえども財政物資としてや

はり特殊の地位を占めるような見通しでございま

す。

○宮地委員 大蔵大臣は、酒税は財政物資である

と言われるのでございますが、国税収入に対する

割合から見ましても、そのウェイトは四十五年当

時の七・九から五十二年においては六・一と、年

々比率が下がつてきておるわけでございす。

また、対間接税等の収入の比率を見ましても、四

十五年の二三・二%に対して五十二年一八・七、

そういうふうにいわれる国税収入あるいは間接税

収入など(○)の比率が下がつてきておるす。逆に

このお酒というものが広く國民大衆の中に親しま

れ、また、大衆お酒を飲む人口も年々ふえ、最近

では女性でも夏になりますとビヤガーデンなどで

飲むという傾向も大衆ふえてきておるす。む

しろる財政物資という立場の考え方よりも現実的に

はもう生活必需品の物資に変化をきてきておるの

ではないか、私はこういうふうにお考へるわけでござ

いす。が、この点についてはどのようにお考へ

でしょうか。

○村山國務大臣 酒類の消費の層がだんだん拡大

していることはもう確かでございます。これはや

はり生活水準の上昇に伴つておるものと基本的には

思ふわけでございす。そして、家計費の中からそれ

だけこの種のものに充てることができるといふこ

とでございす。そしてまた、一方考えますと、

酒類はその飲み方が適度であれば非常に健康的に

もいいとも言われますし、また気分転換にもなる

わけでございす。

しかし、これがそれだからといって、致辭飲料で

あるという事実には変わりございせんし、人間

とは切り離せないといふもの、それだからとい

つて、普通の生活必需品という範疇とはやや違

うのではないであらうか。この点は、人類とも

に始まつておるわけでございすけれども、われ

われの言うところの生活必需品ということでは

ないんで、やはり消費生活が上がるに従つてその

消費の層が広まっていくことであるから、財政物資としての考え方というものは、それはほかの税との関係で消長はありますけれども、その地位はやはり長く占めていくのではないであらうかと私は考えているわけでございます。

○宮地委員　むしろ酒というのは、大蔵省の財源の一つの柱というか、そういう基本的考え方の中に財政物資というもののいつまでもこだわっているよりも、もっと平たく、国民生活の中に溶け込んでいるこの酒という問題について、大蔵省も頭の切りかえをして、もっとも生活の必需物資なんだという考え方の中に立つて、余りこだわることではないのじゃないか、私はそう思うわけであります。

そういう意味で、たとえば大蔵当局が今回のこの法案の審議に当たりまして、提案理由の説明の中に景気の問題などを前段で述べているわけですから、むしろ景気という面から考えますと、酒税の引き上げというのは消費需要を低下させるという働きを持っておりまして、景気対策上という純粋な見方からすれば、これは逆行する経済効果になってしまふ。そういう点について、この酒税引き上げという問題をどういうふうに御配慮されたのか、伺いたいと思います。

○大蔵政府委員　おっしゃいますように、五十三年度の税制改正に際しましては、一方で景気回復のために財政ができるだけのことをしなくてはならぬ、しかし他方では、やはり財政事情が極度に悪化しておりますので、そのために当面の景気対策に矛盾しない範囲内ではできる限りの増収の努力をしなくてはならないという、いわばトレードオフの関係にある非常にむずかしい課題を抱えたわけでございますが、今回御提案しております四法案で、有価証券取引税、あるいは企業関係の租税特別措置、あるいは石油税、それぞれ景気対策の全体の姿勢から見ても矛盾なしと考えていいのではないかと、酒につきましても、確かに酒類に対する消費について、負担増加をすれば影響がないとは申せませんけれども、しかし、それが一般的にいま

問題になっておる個人消費全体について悪い影響を与えるまで言う必要はないのではないかと、この酒税引き上げは税制調査会のほとんど多数の委員の御意見でございまして、また各国の例を見ましても、それだけ景気対策に力を注ぎながら、一方で財政再建の努力もしておる、EC諸国ではほとんど毎年のように酒の税の引き上げをやっておりますというところから見ても、やはり一般的な感覚からして、こういうときには、お酒を飲んだらおられる方々に負担の増加をお願いするというのはいささか考え方はないのか、それが、酒税の負担増加が個人消費を冷やしてしまうとまで考える必要はないのではないかと、私どもは考えているわけでございます。

○宮地委員　その辺のいわゆる感覚のずれが、やはり庶民大衆と大蔵当局との間に非常に大きなギャップがあるのではないかと、私はこういう感じがするわけでありまして、特にこの酒税の引き上げという点になりますと、結果的に庶民に対する国民生活への影響、これは無視できない重大な問題であらうと私は考えます。

その点について、まず、経済企画庁も来ておりますけれども、特に国民生活に与えるこの酒税の引き上げの影響、どういうふうに見ておられるか。

○水田政府委員　お答えいたします。

今回の酒税の引き上げの消費者物価指数に対して与える影響は、大体〇・一％程度というところでございます。それから、家計に与える影響という点で見ますと、勤労者世帯一世帯当たり月額、これはなかなか推定がむずかしいわけでございますが、百三十円程度というところでござい

ます。

○宮地委員　この点についても、〇・一の消費者物価の引き上げなんだから、いわゆる国民への影響は少ないんじゃないかと、あるいはいまお話しのように、百三十円というところで非常に微少ではないか、こういう感じを受けますけれども、実際に生活実感からとらえるこの問題は、私は影響は非常に大きいと思う。

確かにお酒といふと、マイホームで、家に帰って、ストレス解消とかそういう意味でお飲みになる場合もありますけれども、最近お酒については、特に料飲店などの経営において、中小零細のところに於いては即経営に相当な圧迫として影響が出てくる。そういう面もありまして、また、果たしてそういう料飲店のお酒の価格が、いわゆる酒屋さんの税率の引き上げの範囲内において価格が上がるという程度で終わるであらうか。現実問題、そうではない。恐らく五月一日以降、もしこの法案が通れば、大衆化している料飲食店における酒、ビール、ウィスキーなどの値段は相当引き上げられることも予想されるわけですから、そうなりますと、やはり多くの勤労国民あるいは労働者、サラリーマン、あるいはお役所の公務員の皆さんにしてもそうだと思うのです。家計に与える影響は微少かもしれないけれども、現実の外へ行つてそれじゃ一杯飲むといったとき、この影響はやはり非常に大きいのではないかと、この辺に対する生活実感的な庶民大衆への影響というもの、どのように受けとめられておられるか、まず経済企画庁の立場、それから大蔵当局の立場をお聞かせいただきたいと思います。

○水田政府委員　ただいまの先生の御質問でございますが、今回の酒税引き上げの幅等につきましては、大蔵省の方と企画庁でかなり十分な協議をいたしまして、できるだけこれを抑制するというところで対処したつもりでございます。

それから、御存じだと思いますが、低価格のものにつきましては、清酒二級等につきましても酒税の引き上げを据え置くという措置も講じておられるわけでございますが、先ほど御指摘の飲食店における酒税引き上げの影響ということにつきましては、実施された場合にその影響ということも考えまして、これは所管が厚生省でございますが、できるだけ便乗的な値上げというようなことがないように、かなりむずかしいわけでございますが、できるだけ何らかの具体的な手を打っていただきたいということで考えておるところでございます。

でございます。状況を見まして、それについてもできるだけことを厚生省と相談してやっていきたいというように思っておりますが、本日厚生省の方も見えておるようでございますが、後で答弁があるかと思いますが、企画庁の御答弁は以上でございます。

○大蔵政府委員　ただいま水田審議官からお答えいたしましたように、私どもなりにその担当各省にいろいろとお願いをしているわけでございます。

私どもの方の考え方はどうかという御質問でございますが、価格そのものは御承知のように自由価格でございますけれども、やはりできるだけ行政指導によりまして、便乗値上げが起らないようにしたいというふうに考えております。

ただ、おっしゃいました中のいわゆる小売値でない場合、これは率直に申し上げて、非常に高級な場所に行きますと小売値とは全くかけ離れた値段で酒が消費されております。そういうところについては、ちょっと私どものいわば手が及ばないと申しますか、そこまで気にしないでもいいのかもしれないと思います。ただ、お言葉の中にありましたように、これもまた変な言葉かもしれませんが、いわゆる一杯飲み屋とかかなわのれんとか、そういう感じで一般の方々が楽しんで消費しておられるところ、それについては、やはりできるだけのことばを考えて指導できるものなら指導してみたいと思いますというふうに私どもは考えます。

○宮地委員　そのところを非常に盲点になっておるわけですね。じゃたとえば料飲店のそういう価格についての影響の実態調査、五十一年の一月に値上げをしたときにどういうふうに影響したか、経済企画庁でも厚生省でも結構です。把握されておりますか。

○水田政府委員　五十一年の値上げのときのおっしゃるような影響につきましては、確たる数字はないわけでございますが、勤労者の平均世帯の月額外食関係の酒類の支出というのは大体五百円程度、このようにございますから、それが今回の酒税引

き上げと同程度の幅で上がるということで考えれば、およその見当はつくわけでございますが、ただ行政をやっていく際にならうな推定というものを頼りにやるということも問題がございますので、先ほど御答弁申し上げたような態度でやりたいと思っております。

○林説明員 飲食店営業を含めました環境衛生関係の営業、これは御案内のように非常に国民生活に密着した営業であるわけでございます。そういう中で、この大部分というのは規模としては非常に零細である、中小企業に属しているということがございまして、その料金、価格ということも、関連消費価格あるいは賃金等、そういうものの変動を非常に受けやすいという特性があるかと思ひます。しかしながら、環境衛生営業というものは国民生活に非常に密着をしたという形の中であるわけでございまして、やはり諸物価の騰貴傾向に便乗した値上げ、こういうものは好ましくない、こういうような観点から、騰貴傾向に便乗した値上げを行わないというように、従来からも業者の組合であります環境衛生同業組合を通じて指導いたしております。それからまた都道府県に対しても、これらの問題を含めて指導方をお願いをしておるところでございまして、今後ともさらにこの指導は徹底してまいりたい、かように考えております。

○宮地委員 要するに私の言いたいことは、大蔵省の酒税に対する引き上げの感覚と、庶民大衆が受ける実際の生活実感との間に大変なずれがある。そのずれというものが、庶民大衆の行くいゆる趣いといひますか、ストレス解消といひますか、中小的な酒場において、現実問題として一本のビールの値段、一本の酒の値段というものが相対引き上げられて、現実的には庶民大衆の国民生活に大きな圧迫といひますか、苦しみという感じである。この生活実感のずれに対して、財政物資という立場の考え方も、もつと生活必需品物資という考え方を多く導入するといひますか持つて、この酒税の問題に取り組んでいかないと、清

酒にいたしましても、ビールにいたしましても、ウイスキーにいたしましても、国民の期待を裏切った形として酒税の引き上げということになり、これが結局庶民感情を逆にする感じになりはしないか、こういう危惧をするわけでございまして、そういう点から見て、今後大蔵当局としてこの酒税に対する考え方を検討する用意はないかどうか、この点について主税局長のお考えを伺いたいと思ひます。

○大倉政府委員 おつしやいます角度からの御議論は、私も十分承知しているつもりでございませうけれども、やはり財政支出というものは、必要なものはどうしてもしなくてはならない、また、それに対する国民の要請は非常に強い。その財源は、やはり私どもの持たされた責任として、全体の経済政策と矛盾しない範囲では何とかして調達して、支出面における国民の要請にこたえていかなくてはならない。したがっていまの局面で、五十三年度としてどういう方々に負担を求めることが一番妥当であるかというふうに考えますと、私どもが一般的に所得税であるとかあるいは一般消費税であるとかいうことをやるべきでない時期である。しかし、どうしても財政は大変な状態に陥つておるとすれば、やはり酒を飲んでおられる方々、私も大変な方々でございませうけれども、酒を飲んでおられる方々にこの機会に少し負担をふやしていただいて、それは別に大蔵省のポケットに入つてしまふわけではもちろんないわけで、それは財政支出としてまた還元されるわけでございまして、また、三分の一は地方財政が助かるわけでございまして、やはりそういう角度もぜひひとつ御理解をいただきたい。今後とも機会に応じて、税制調査会の答申にもございませうに、やはり適切な負担を求め、税体系の中でそれなりの位置を占めるといふ考え方は、私はやはり捨て去ることはできないと思ひます。

○宮地委員 いわゆる財政物資という考え方の中で、生活必需品というものを十分踏まえてこの問題について取り組んでいる、こういうふうに理

解してよろしいでしょうか。

○大倉政府委員 どうもお言葉でございますが、生活必需品とまで言われますと、私どもは若干抵抗感がございます。

○宮地委員 時間があられませんから、その問題は後ほどまた進めたいと思ひます。

最近、特に円高の急騰によりまして、いわゆる輸入の洋酒などという酒類の為替差益をもっと消費者に還元すべきである、こういう声も大変に大きいわけでございませう。過日経企庁といたしましては、輸入製品の第二次追跡調査の発表をいたしております。そういう中から、この酒類についてはどういふように実態が明らかになったのか、また、今後この問題についてはどういふふうにお伺いしたいと思ひます。

○水田政府委員 ただいま御質問がございました円高効果の還元の問題でございますが、昨年の八月と昨年末十二月と二回調査をいたしまして、輸入ウイスキーもその対象に取り上げております。それで、輸入ウイスキーにつきましては、一昨年の十二月と昨年の十二月、一年間を比較いたしますと、輸出先の元値が二〇〇程度上がっておりますので、十二月現在では円建ての輸入価格というのは下がっております、むしろ若干、五%程度上がっております状況でございませう。

ただ、その輸入洋酒間の競争が非常に激しい、それから、国産ウイスキー等の競争もございませう。最近では並行輸入もあるというふうなことで、市場がかなり競争状態が激しいものでございませうから、サンプル調査をやったわけですが、サンプル調査をしたところによりますと、小売価格は五%、一般の小売店では五%程度、非常に下がっておりますものでは七、八%小売価格は下がっております、円建ての輸入価格はむしろ五%程度上がっておりますにもかかわらず、七、八%下がっておりますものもあるという状況でございませう。

が急速に進んでおりますがまた調査したいと考えております。洋酒ウイスキーの輸入団体に対して、政府の方から、できるだけ円高の効果を生かすようにという指導を昨年の十月にしております。引き続きやっていこう、これは国税庁なり輸入関係の所管官庁とも相談しながらやっていくということでございます。

○宮地委員 この円高の急騰による為替差益の消費者還元に伴い、一つは、ウイスキーの製品などそのものずばりの還元の問題、もう一つは、原料輸入による為替差益でビール業界などは決算も非常に好決算ということも聞いております。こういうことになりましたと、やはり国民の目から見ますと、製品あるいは原料などの輸入物資が、酒類の価格に対して少なくとも何らかの形で引き下げられる、そういう効果というものを期待するのは当然であらうと思ひます。そういう円高という経済の状態の中において、逆に今度は、国内的には引き上げをして、これはやはり小売価格にはね返ってくる、こうなりますと、国民からすると非常に矛盾的感情というかそういうものを抱くわけでございませうが、その点についてまず、製品あるいは原料への円高の為替差益、こういうものを国民生活にどのような影響として、国税庁はどのように業界に指導されているのか。そういう環境の中においていわれる逆なでするのではないか、そういう感情もあるわけですが、その点の後者については大蔵省としてどのように考えておられるのか、この点について伺いたいと思ひます。

○矢島政府委員 ただいまお話がありましたいろいろな問題でございませうが、まずビールの問題でございませう。ビールにつきましては、最近の価格を見てみますと、輸入麦芽につきましては、五十一年と五十二年を比べまして一六七・四%出荷額の値上がりとなっております。それから輸入大麦につきましては横ばい、逆に、国産大麦を絡み合ひでいたしておりますので、国産優先ということではない

ておりますものにつきましては二〇二%ということとで、必ずしも原料事情が好転しているとは言えないわけでございます。

それから清酒の問題につきましては、御案内のように食糧制度との関係がございまして、毎年のように価格の引き上げがあるわけでございますが、食糧庁ともよく御相談を申し上げながら、各種の奨励金といったような特別措置、あるいは政府の払い下げといったような措置も含めまして、極力原料の低下ということを図っておるわけでございます。

○大倉政府委員 後段の問題につきましては、先ほど申し上げたことの繰り返しになってしまふと思ひますが、やはり私どもは、国民の皆様は財政支出を通じて要請にこたえていく、そのためにはどうしても会費はふやしていただくを得ない、いまの局面で、やはりお酒を飲んでおられる方に会費の負担をふやしていただきたいということとを、訴え続ける以外にないと思ひます。

○宮地委員 国税庁の答弁がちょっとすれ違ひになっておりますが、私の言つたことは、いわゆる円高というこの新しい経済情勢の中において、製品の輸入あるいは原料の輸入というものが業界に対して価格の面あるいは経営の面で相当な一つの安定と言ひますか、抑制する、そういう働きの条件ができておるけれども、それについてはどういふふうに行政指導されておるのか、こういうことなんです。

○矢島政府委員 原料につきましてはいろいろなものがございますが、格別に申し上げるものも大変詳細にわたることとなると思ひます。たとえば価格の問題につきましては、たとえば自由価格ではございませうけれども、極力原価を反映したような価格によるべしというようなことで指導しておるわけでございます。

その格別の問題につきましては申し上げますと、たとえば清酒につきましては、政府管理米というやうなことで非常に値上がりしておることも事

実でございます。それからビール、ウイスキー用につきましましては、国産ビールの大麦の数量全量を農林省の告示価格で購入するというところで、そういう不足のものについては関税制り当て制度で輸入する。それからビール用につきましましては、また製麦設備の遊休化を避けるといったような点から、一部食糧庁から外国産のビールの大麦を払い下げるといったようなことで、為替差益がそのまま必ずしも反映するといふようなシステムにはなっていないわけでございます。

それから、果実酒につきましても、国産ブドウとの絡み合いという問題がございまして、国産ブドウにつきましましては御案内のように、価格が非常に高いという問題もあるわけでございます。しかしながら、今後につきましても、そういう企業の側におきましての合理化の努力ということも相まちまして、価格の問題については極力、企業の方としては引き上げないという方向で従来もやっております。また、今後ともそういうまいりましたわけでございます。今後ともそういうふうな指導してまいりたいというふうに思っております。

○宮地委員 もっとシビアにこの問題について、円高というこういう経済環境をよく見ながら、国民生活にどのような影響を及ぼすか、安い酒が少しでも親しまれるようにできるという条件があれば、そういう条件に対しては積極的に業界に対しては働きかけをするべきであると私は思ひます。

また、今回の法案の後段においてこの清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部改正について、特に清酒製造業における構造改善事業あるいは近代化事業、この問題について、どのようにいふまで取り組んでおられ、またどういふ成果を上げたのか、この点について伺いたいと思ひます。

○矢島政府委員 構造改善事業につきましては、昭和三十九年から第一次の近代化ということに着手いたしました。その五年間の成果を踏まえまして、さらに第二次近代化を行ったわけでございます。その後、五十二年を初めいたしました五

カ年間の第三次近代化ということを行ったわけでございます。この過去三回の近代化、構造改善のための施策によりまして、私どもは相当の成果を上げたといふふうに考えておるわけでございます。

たとえば第二次近代化までに安定法に基づきまして、酒造資金の安定確保を図るための信用保証事業と販路業者の方に対しましては給付金の給付事業を行ったわけでございますが、これにつきましても、販路をされて給付金を受給された方が二百二十一社ということになっておるわけでございます。

それから、この時期に並行して行われました構造改善事業の集約化率は、当初の計画を相当程度上回っております。安定法制定ということによりまして、構造改善事業の推進に大きな成果があったといふふうに私どもは考えておる次第でございます。

○宮地委員 特に清酒の製造業の業界においても、ある意味では自由競争という原理の中においては、弱肉強食の経済論理というものが働いているのではないかと。特に中小零細の清酒製造業においては、いま大変な経営的なピンチに立っているといふことも訴えられております。特に清酒というものは日本古来の伝統的な酒でありまして、この伝統を守るために多くの国民から親しまれてきた地域地域にある地酒、これは大変個性のあるもので、その地域においても親しまれております。この地酒がどうも最近壊滅しそうでございまして、こういう多くの訴えも聞いているわけでございますが、こういう中小零細企業の清酒業界に対する救済策、あるいは地酒の保護育成、こういう点についてどのように取り組んでおられたのか、また今後どういふふうに取り組んでいかれるのか、この点について伺いたいと思ひます。

○矢島政府委員 ただいま御指摘のございました地酒の振興ということでございますが、地酒の振興につきましましては、従来からも構造改善計画、近代化計画の一環といたしましてやっておりますわけ

でございます。一般に各地方の業界がそれぞれそういうふうな形で地酒の育成ということを取り込んでおるわけでございますが、当庁といたしましては、地酒が非常に特色のある酒として選好されるということ、中小メーカー対策、それから、地域振興の観点から言つても非常に好ましいこととして考えておるわけでございます。

そこで、当庁といたしましては、たとえば県産酒の愛用運動に対する側面的な支援を行う、あるいは酒質に特色を持たせました統一銘柄、たとえば東京の「辛口」酒とかそういうような統一銘柄酒に対する技術的な指導を行う、あるいはその販売方法の指導を行うといふやうなことで、それだけの支援を行つておるわけでございます。

それからまた、いま申し上げました第三次の近代化におきましても、需要開発の一環といたしまして地酒の振興が含まれております。それと併せて地域に存在いたします中小メーカーの製品が、銘柄特性を生かしましてバラエティーに富む商品を提供するといったやうなことでございまして、清酒製造業全体の振興が図られていくということ、私どもとしても大いに期待しているところでございます。

たとえば五十二年度におきましても、地酒祭りあるいは県産酒の愛用等、そういう形におきまして地酒の振興が図られておるわけでございますが、需要開発事業として構造改善事業の一環として、地酒祭りと共同PR、展示即売といったやうなものを五十九グループ、参加清酒業者で二千六百八社、それから共同銘柄による販売にいたしましては、三十グループ、参加清酒業者四百六十社といったやうなことで、相当の普及を見ておりますので、そういうことで、私どももこれからますますそういう方向に向かって大いに振興を助成していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○宮地委員 特にいわゆるおけ売りと言われるやり方ですね、これについては結果的には両面ある





してみたいと思います。

一つは、バルクフルーツスピリッツのうち、特定条件に該当するものについて特恵関税の配慮はできないかどうか。もう一つは、エウリヤンあるいはその他のグリーンブルガムの関税、これを撤廃できないか。あるいは輸入だるの関税、これは新だるど古だるとあるわけですが、これを撤廃できないか。あるいは試験研究用の酒類の関税、これは免除できないか。こういう点についてどのように現在検討されておられるのか、この点について伺いたいと思います。

○戸塚(若)政府委員 先生御指摘の東京ラウンド交渉たけなわでございます。先日成立を見ました今年度の関税改正においては酒の取り扱いについては、御承知のとおり、可能なものについて酒類一二・五%引き下げをするということをお認めいただいたわけでありまして、東京ラウンドにおきましては、いま御指摘のもろもろの点を踏まえてできるだけ下げの努力をしておるところでございます。

細目につきましては、相手方に予断を与えることになりまして、細かくは差し控えてさせていただきますと思います。

○宮地委員 個々については要旨をお話しておきませんでしから資料がないのかもしれないで、漠然とした話でございますが、いづれにしても、こういうドル減らしという大きな課題に取り組んだ関税の問題でありますので、また、今回のこういう業界に対する一つの影響が国民生活への影響に連動するように、そういう点からいいますと種々の問題については御検討をいただきたい、こういうふうに思います。

さらに、ビール税の負担水準の問題について少し伺いたいと思うのです。

日本のビールの税金というのは、外国のビールに比較して大変高いんじゃないか、こういう御批判があります。あるいは先ほども主税局長が、大衆業界というのは自分のところだけ高い高い、こう言っているようだ、こう言っておりましたが、

やはり他の国内の酒類との比較においても税率が高いのではないかと。あるいは酒類に含まれているアルコール分の一度当たりの税額から見ても、ビール税というのは高いのではないかと。特に物品税などと比較いたしますと非常に高い。こういうような状況でございますが、この点についてはどのように認識をされておられるのか、伺いたいと思います。

○大倉政府委員 ほかの国の場合に比べて、価格に対する税負担の率が日本のビールは高いという御指摘はかねてからございます。それはやはりそれぞれ国の特殊な事情に基づくものであるというふうにお答えしたいと思います。たとえばヨーロッパにおきましてビールがどのように考えられ、どういふふうにお飲まれているかということと日本の場合は相当事情が違ふというふうにも私は考えておるわけでございます。やや極端な言い方になるかもしれませんが、いわば水がわりに飲まれるという国と、日本のようにいまでもまだ三、四割は業務用であり、かなり高級な場所でも必ずビールが出てくるという国とは、やはりおのずから事情が違ふのではなからうか。アルコール度数から見ますと、宮地委員の御指摘のような点もあります。

ただ、やはり種類間の負担というものはなかなか一義的に割り切れない。どういうメーカーがつくっておるかとか、どういふところで飲まれておるかとかいふこともございまして、多年にわたつてでき上がってきた結果で競争条件が一応成立しているということもございまして、その競争条件を極端に変えてしまふというふうな改正はこれまたなかなか考えられないし、また必ずしも適当ではないのではないかと。ところで、多年にわたつて日本のビールの税負担は、ほかの国のビールに税負担よりも高いということは御指摘のとおりでございますが、やはりそういう理由からだけでビールの負担率を他の種類よりも一層引き下げていくということは必ずしも現実的でないというふうにも私は考えるわけでございます。

○宮地委員 最後に大蔵大臣に伺いたいわけでございますが、約一時間にわたつていろいろ議論してきたわけでございます。やはり酒税の引き上げという問題については、先ほどから主税局長とすれ違ひでありますけれども、財政、財政というところで突っぱねておりますが、私は率直に言つて酒というものは、飲む人も飲まない人もおりますけれども、やはり国民大衆の中に非常に根ざして広く消費が拡大をしておる。また、男女のお酒を飲む比率も非常に高くなつてきておる。そういう点から見ますと、現実問題としては、アンケート調査をしても、恐らく国民は財政物資といつてとらえる方はほとんどないのではないかと、やはり生活必需品ではないか、こういうふうにとらえると思う。

特に昭和四十九年三月のオイルショックの後に、おいては、政府でさきビールについては、総合物価対策の際に生活関連物資として、五十三の価格凍結の品目の中の一つとして指定された、こういう経緯もあるわけでございますから、余りかたくなに財政というふうなことでこだわつておりますと、大蔵当局と国民の感情の中にはますますギャップができるのではないかと。率直に言つて、酒税の引き上げはやはり庶民大衆の生活に大きな影響を与えておる、こういうふうには私は理解をしておりますし、当然やほしういふ生活実感あるいは国民大衆の立場というものを十分に理解してこの問題に今後取り組んでいただきたい、こういうふうには要望したいと思つております。

単なる財政物資という頭だけでこの酒税の問題を考へてまいりますと、今後この値上げというものが積極的に配慮されるおそれもあるわけでありまして、むしろ私は、生活必需品であるという点を十分考へながら、国民生活に多大な影響を与えないように配慮しながらこの問題に取り組んでいくべきである、このように思つてございします。

聞くところによりますと、大蔵大臣も酒の關係議員の一人であるといふふうに聞いております。そ

ういふような立場から、この問題についてはむしろいゆる業界という立場だけでなくして、国民全体の立場から、やはり消費生活を守るといふ立場をもつともつと強く考え取り組んでいただきたい、このことについて要望すると同時に、大臣の御見解を伺つて終わりにしたいと思います。

○村山國務大臣 ただいま宮地委員から、国民生活という立場から御発言がございました。私たちも傾聴いたしておるわけでございますが、できるならば少しでも負担を上げたいというところは、財政当局としてはできるだけ避けたいのでございしますが、やはり財政が非常に苦しい時期でございしますので負担を求めざるを得ない。その立場から考えますと、諸般の事情から考えまして、現在の景気対策に最も影響の少ないものにつきましてある程度の負担を求めたことは事実でございます。しかし、ある意味で人類がまづて以来、また、最近において非常に消費が広がつておるという事実も踏まえておるわけでございます。

しかし、先ほどから申しますように、生活必需品物資だということとはなかなか言えないという感じがいたしておるわけでございします。今後ともそういう各方面の財政支出の必要、それから租税体系全体との關係もあるわけでございますから、いま委員の言われる問題も含めまして、今後とも検討してまいりたい、かように思つておるわけでございします。

○宮地委員 それでは終わります。

○大村委員長 永末英一君。

○永末委員 大蔵大臣に伺いますが、この酒税法における酒というのは、十種類十二品目書いてございします。あなたはこれの中で、嗜好飲料でございしますから、どれを一番好まれますか。

○村山國務大臣 何でも飲む方でございします。

○永末委員 私は清酒というものは、日本人の生活に非常に關係が深いと思うのですが、あなたも何回も当選されておられますが、当選祝いというのは何を持ってきますか。

○村山國務大臣 どうもやはり日本酒が多いよう

でございます。

○永末委員 そういふぐあいに日本酒というものは、各種のお祝い、いろいろなところで使われておる、いわばこれは国民酒、民族酒でございますね。

天皇を訪問される外国賓客がございまして、その歓迎のための宴会なるものが官中で行われる。最初に乾杯というのがございまして、あのお酒は何でしょうか。

○村山國務大臣 どうも私は外国賓客がおいでになったときの乾杯にはまだ列席したことがないのでございまして、からわかりませんが、聞くところによると必ずしも日本酒ではない場合がある、こう伺っております。

○永末委員 国の象徴である天皇が催される宴会でございますから、最初の乾杯はやはり日本人が発明した酒類を用いるというのが日本人としては望ましいと思っておりますが、大蔵大臣はどう思われますか。

○村山國務大臣 個人的なあれから申しますと、そういうことはやはり望ましい方向ではないかと考えているわけでございます。実は先般も總理官邸でありまして、外国人が来てやったのですが、やはり日本酒とその国のものを用いたかどうかという意見が非常に強かったわけでございまして。官中の話は、これは官中でお決めになることとでございますけれども、永末委員の言われたようなことも好ましい一つの方向ではないかと、私見でございますが申し上げたいと思ひます。

○永末委員 そういふわれわれ日本国民にとつてはきわめて深い関係にある日本酒、清酒は、ここ五年くらいどういふぐあになつておりますか。需要動向は上り坂でございまして、下り坂でございまして、横ばいでございまして。

○矢島政府委員 清酒の売れ行きは年によつて相当変動がございまして、ごく最近の五十二年度の数字によりますと、最近十年間の平均伸び率としては一・七という数字が出ております。それから、課税移出数量で見ますと、昭和五十二年一月

から十二月の間にございまして百六十五万七千キロリットル、九百十九万石ということ、前年に比べまして三・八%の増加となつております。

○永末委員 一年だけではわかりませんが、上がつたり下がつたりしてはいますから。だから、最近十年の移出が一・七%という、上り坂ではございませぬ。ほかの酒類で上り坂のものは何ですか。

○矢島政府委員 最近十年間の暦年によります各種類ごとの課税移出数量の推移を申し上げますと、しょうちゅうにつきましては逆に〇・二%減つております。合成清酒は九・四の減でございまして。逆にビールは五・六%の増、ウイスキーにつきましては一〇・一%の増、ブランデーにつきましては六・〇%の増、主なところはこういうところでございます。

○永末委員 清酒が、その伸び率きわめて横ばいであつて、伸びない。どういふ理由だと思ひますか。

○矢島政府委員 これはいろいろの原因があると思ひます。その一つは、生活様式とか食生活の洋風化といつたようなことに伴ひまして、消費者の嗜好が日本酒よりもむしろビールとかウイスキーといったような洋酒その他に移行してゐるのではないかと、いふふうに思われることが一つでございます。

それから第二に、清酒につきましては、長期間にわたつて相対生産カルテルが行われてきたこともございまして、これに安住したままに必すしも御努力が足りなかつた、また、他の酒類に比べまして需要開発努力もいささか劣つておつたのではないかと、第三の問題といつたしましては、やはり非常に中小企業性が高うございまして、九九・六%までが中小企業だといふようなことでございまして、あわせてお米とかそういうコストのアップがかなりありまして再々に行われたということによりまして、他種類との相対価格が不利になつてきたという面はあらうかと思ひます。

○永末委員 清酒の伸びが非常に鈍い原因の最初に嗜好が変わつてきたとおっしゃつた。それは酒の種類の横に變動が起きていふ言ひですが、しかしそれだけのいわば洋酒と称せられるもの、ウイスキーにしましてもビールにしましてもあるいはブランデーにいたしましても、その中でいろいろな種類がある。ところが、この清酒というものは、たくさん銘柄はございまして、その清酒の中でおかれこれだ、これは永末酒だとか大村酒だとかいふように嗜好がびしやつとておると思ひますか、それとも何飲んでも一緒ではないかというぐあいに国民が考へてゐると思ひますか。

○矢島政府委員 現在、清酒の需要の約七割が普通酒といふことになつておまして、あとの三割がいわゆる増醸酒といふことになつておまして。国民の嗜好という点から言へば、むしろそういう普通酒が嗜好に合つてゐるというふうにお考へておられます。しかし、その中にはまたいろいろございまして、純米酒とか、あるいは本醸造といひましてアールを少量使つてそれ以外はお米でつくつてゐるようなものもございまして、それから新しいタイプのいろいろなお酒もあるといつたようなことで、こういうような中でだんだん国民の嗜好が変化してゐるのではないかと、思ひます。現在のところの嗜好としてはそういうような状況になつておられます。

○永末委員 昭和二十四年にいふゆる三増酒と称されるものがつくられるようになりました。それ以後、清酒というものは長い間、何を飲んでも同じようなものであるといふことで、変わつておるのとは何かといふと、特級、一級、二級といふラベルが変わつておるといふような認識が非常に多かつたと思ひます。

このごろは、いまあなたが言われたように、いろいろな種類の清酒が醸造され、販売されてゐる。しかし、ここ二十数年來似たような清酒、いわばあなたのおっしゃるカルテル化に安住をしてゐる、つまりラベルは違ふけれども同じようなものを出してゐるのは、新しい嗜好に應ずるといふことはできない、いわばあきらめた、こういうことが清酒の横ばいの大きな原因ではないかと私は思ひますが、あなたはどう思ひますか。

○矢島政府委員 先生のおっしゃる通りに、原料面の制約というのがございまして、清酒といふのは確かにどちらかと言へば、一時一様な方向に向かつておつたことは事実でございます。しかし最近におきましては、そういうことではいけないといふようなことでございまして、非常に特色のあるお酒がたくさん出ておられます。大手は大手、中小のメーカーは中小のメーカーなりにそれぞれ技術を競ひまして、最もいい酒をつくらうといふことで、方向をいたしまして、非常に辛口のお酒から甘口のお酒、それから濃潤なお酒からさらつとしたお酒、いろいろなタイプの酒ができてゐる状況にございまして。

○永末委員 もともとアルコール添加が始まつたのが昭和十七年あたりであつたと思ひますが、それから昭和二十四年に三増酒がつくられるに至つたのも、主たる原因は、そのころ米が足らなかつた、主食が不足であつた、こういうことが原因ではなからうか。折しもそれと軌を一にして、酒税法におきまして級別というものが始まつてゐるわけですね。したがつて、そういう事実を背景にしたがら、食糧庁としては、要するに自由自在に米を使つて酒をつくらうと、こういう態度ですか。

○小野説明員 自由自在といふ言葉の意味がちょっとわかりかねるのですが、お米につきましては、昭和四十四年以降は自主流通米を買つていただくといふことになつておるわけでございまして。自主流通米といひまして、その中にいろいろな銘柄がございまして、これはそれぞれ取引で決まるといふことでございまして。ただ五十一

年からは、いまもお話のございましたアルコール添加を減少させるという意味合い、これはお酒の品質改善、さらには米の消費拡大といふこともございまして、それを進めるといふことで、自主流通米よりも割り安な政府米、これを主食用価格で売るといふことにその道も開いておるといふこ

とでございまして、こういうような方法で供給を進めてまいりたいと考えております。

○永末委員　その政府米というのは古米ですね。

○小野説明員 古米と申しましても、私どもの言葉で言いますと、いわゆる常温古米と低温古米とというのがございまして、低温古米というのは私ども

も古米とは申しませんで低溫米、低溫米と言つておりますが、これは新米に比べて品質は遜色ないというふうな私どもの方は考えております。そういうようなことで、主食用につきましても、新米と同時に低溫米、これはいろいろなお米の操作の問題もございしますが、低溫米を配給いたしているわけでございまして、それとの並びという問題もございします。そういうことで、政府米につきましても低溫米を供給しておる、こういうことでございします。

○永末委員　低温米と新米と比べて品質に変わりがないというのは、食べて変わりがいいのか、酒にして変わりがいいのか。酒をつくっておる方は、あなたの言われる低温米なるものを使うと香りが出ない、使いたくない、こう言っておる業者がたくさんありますが、いかがですか。

○小野説明員 これは主食用につきましても、新米と低温米とは品質的に言って、低温米が新米に比べて遜色あるとは思わないということでございます。

ます。ただ、出来秋におきましては若干、新米は新米のにおいというものがございますから、そういう点はあるかもしれませんが、新米のにおい

おいというのはすぐ消えますから、そうなれば低  
温米と新米と変わりない、こういうふうに存じて  
おります。

酒につきまして、私も酒について専門ではござ  
いませんが、常温米は問題があると思いますが、  
低温米であれば、品質上問題がないというふう  
に私どもでは見ております。

○永末委員 酒を実際に醸造している人の意見  
をもつと食糧庁は聞いてほしいと思いますが、価  
格はどうなっているのですか。

○小野説明員 価格につきましては、先ほども申

し上げましたように、政府米の場合は主食用の価格で売っている、こういうことでございます。

○永末委員 新米との差は、新米の場合、それから政府米と称するものの価格。  
○小野説明員 低温米につきましては、新米と同じ値段でございます。

○永末委員　食糧庁の方に聞きますが、これは全然過剰生産だというわけですか。置いておきますな。だんだん置いておつて、古米とか古々米になつたらどうします。

と、古米、古々米がふえていくということでございます。これは御案内のように、従来からいわれますので、これは御案内のように、従来からいわれる生産調整をやっておりますが、本年からは去年の倍に近い百七十万トンの生産調整といいますか、水田利用再編対策というものを新たにいま

実施しつづけていることとでございます。ただ、すでに過剰米がたとえば去年の十月末で申し上げますと三百七十万トン近いものがございます。この処理という問題は別途ありますけれども、いまの酒造用米につきましては、やはり古々米ですとちょっと問題があるということで、新米ないしそ

れに遜色ない品質のいわゆる低温古米、一年古米でございますが、それを供給いたしておる、こういうことでございます。

か申し上げられません。

○永末委員 非常に多いと言ったって、数十も非

業者はどれぐらいおるのですか、ブドウ酒メーカー。

○福田政府委員 これも直接の調査資料ではござ

いませんで……。ただ、申し上げられることは、万単位の業者がある。万も数十万単位というので、ちょっと多過ぎる感じがいたしますけれども、われわれ直接調査をやっておりますので、

自信がございませぬ。  
○永末委員 万単位の業者がつくっているのですから、万単位のブドウ酒が出ていますね。  
税金はどうなっていますか。  
○福田政府委員 フランスでブドウ酒に對しまし  
ては、通常ブドウ酒、リンゴ酒等に対する流通税

というものが課されており、発泡酒の場合にはもともと高くなりますけれども、通常の場合税率は、一ヘクトリットルにつき九フランということで、一リットルにつき四円五十九銭になっておりますけれども、これ以外にフランスの場合には、通常の標準税率によります付加価値税が一七・六

%かかるといふことになります。したがいまし  
て、これを加算いたしますと、フランスのワイ  
ンの値段はまたいろいろまちまちでございまし

水がわりに飲むものからボトルに入ったものから、こういうことですが、これは標準の価格が二十五フランというような数字がございますが、こ

相当の量を飲むとか、消費量が相当多いということと、それから水が悪いものですから、水よりもむしろブドウ酒が安い場合も多いというようなことで、やはりその辺を考えた税率であらうかと思えます。

○永末委員 フランスにおけるブドウ酒は、フラ

○村山國務大臣 フランスのブドウ酒ほどはとて  
きます清酒は、日本人の生活にどうですか、大  
臣。

います。私たちも前に行ったことがあります。これは昼から晩から、食事の時間が長いですが、本当によく飲む。恐らくアルコール度数で言う、一人当たりフランスが一番飲んでいるんじゃないか、多分そうだろうと思います。それくら

いよくブドウ酒が溶け込んでおる国民だと思ひます。

○永末委員 わが国の清酒業者も、昔は万を数えた業者がおりましたね、いまは三千程度だと言われておりますが。

さて、フランスの隣のドイツではビールを飲

○福田政府委員 これも直接の調査ではござい

せんが、約二千くらいという数字が出ておりま  
す。

○永末委員 これはそれぞれの、日本語で言えば

地酒ですね、ドイツにおきます。この税金はどうなっております。

○福田政府委員 これは八段階に製造規模を分け

まして、それぞれの段階別課税を行っておるとい  
うふうに聞いております。

○永末委員 何の段階ですか。

○福田政府委員 製造數量に応じた段階でござい  
ます。

○永末委員 日本の清酒の税金は要するに類別、

つまりアルコールの度数であるとかというようなものを標準にしながら類別審査をやつて、優良と



か佳良とかというようなことでやっていますね。これは全然違いますね。要するにメーカーの蔵出しをする数量によって段階を分けるわけですね。いわば所得税における累進課税みたいなものですね。いかがですか。

○村山国務大臣 私も前におつたときにいまの課税の仕方を見ましてびっくりしたのですけれども、私の感じでは、古いときの營業稅的な感覚がまだ残っているのじゃないか。完全に消費稅と言えり形なのかどうか、ずいぶん古いものだなという感じがいたしたことをいま記憶しております。

○永末委員 八段階でございすが、どうですか、平均どれぐらいの税金をかけておるのですか。

○福田政府委員 その前にちょっと仕組みを申し上げますと、一ヘクトリットルにつき十二から十五マルクの八段階というので、一リットルにつき十三円五十六銭から十六円九十五銭となりますが、負担の方で申し上げますと、負担率では、小売価格九十四円四十銭といたしまして、税額が十六円九十五銭、一八・八％というのが小売値段に対する負担率ということでございます。

○永末委員 ドイツにおきましてはビールが国民酒と言われておりますが、これも税金、安いんですね、大蔵大臣。安いとお認めになりますか。

○村山国務大臣 ドイツのビール、それからフランスのブドウ酒、これは全く世界的に見て例外的だな、こう思っております。きわめて安いものだと思っております。

○永末委員 ドイツにもワインがございすね。これは、ローマが北へ行きまして、ライン川までブドウ酒をつくったという話でございすが、ドイツのワインはフランスのワインとは違ひます。しかし、これまた多くドイツで使用されておることとは事実でございす。ドイツのワインの税金はどうなっておりますか。

○福田政府委員 ドイツではワインには課税がされておりません。

○永末委員 いまフランスとドイツにおきまして醸造酒につきまして、きわめて安い税金でやっております。

さて、振り返りましてわが国におきましては、清酒というのは、先ほど大蔵大臣が申されたように、國家收入の大本として、地租によって収入を上げた時代から、酒税によって上げた時代がある、こういうことでございすが、いまやわが国もいろいろな産業が発達をいたしまして、國民の定時的収入も入る、こういうことで、税目は非常に分化をしまひて、酒税の持つておる意味もまた変わつてきておる、こう私は思へるのでございまして、そこで日本におきましては、清酒というものの意味合いを見直さなくてはならぬとが来ておるのじゃないかと私は思ふわけでございすが、大蔵大臣はまだやはり財政の對象として清酒を見ますか。

○村山国務大臣 まだ財政物質であることには違ひないだらうと思ふのでございすが、先ほど幾つかの理由を挙げましたように、清酒については、やはりビールとかあるいはウイスキーとかといふものとは全く營業形態が違ひますし、それから特に原料高でもございまして、それをもろに受けるわけでございす。それから、生活様式の変化に應じて、伸び率にあらわれてゐるようございす。三千という中小企業から成つておりました、五割程度のものは、欠損が恐らく二割五分くらい、それから五十万以下の利益が恐らく二割五分くらい占めておる状況でございす。やはり同じ致辭飲料としても、その点は消費稅としても十分考慮に値するのではなからうか、このような感じがいたしております。

○永末委員 まだ財政の観点から清酒をお考えになる氣味合いが残つておるようございすが、さて、級別課税が始まつたときが主食がなかつたといふことが一つの大きな原因だと思ひます。しかし、いまや米は余つておるわけでございまして、そうなりますと、級別課税というのは残しておく必要があるのでしょうか。

○大倉政府委員 級別課税が始まりましたのはたしか昭和十八年であつたと思ひますが、そのときの説明などを、古いことでございすが、そのときと、當時公定価格があつて、品質に應じて高い値段の清酒とそれほど高くないものとがあつて、それに應じて負担を求めたらどうかといふことが説明に入つておりましたので、前回同委員会でいろいろ御指摘がありました從價稅的なもの考へ方に基づいてつくられたのではないかと、うに私は理解しております。その意味で、現在の級別制度も、これもまた一種の変形的な從價稅であるといふふうに考へてもいいのではないかと思つております。

○永末委員 税金だけの面から見れば變形された從價稅という言葉が当たるかもしれませんが、内容は、これによつて實際大蔵省が酒造家につくらせた酒は、まずアルコール添加です。初め米が足らぬからアルコール添加をやつて、それからしばらくたつて戦争が終つて、ますます米がないういふのでブドウ糖も加へる、水あめも加へる、こういうことで三増酒といふものができてきた。いまやその理由がない。食糧庁が先ほど言つたように、アルコールをやめてしまつて米を使へんといふ指導もしてゐるという話でございすから……。

そうしますと、公定価格があつたから級別課税が生れたといふ一つの理由を言われたが、いまや公定価格もございせんね。そうしますと、級別課税を守らなければならぬという理由はほくはなくなつたと思ふのですが、いかがですか。

○大倉政府委員 私どもとしては、長い時間がつたて定着してきて、特級は高い、二級は安い、一級はその真ん中といふことで、消費者の方にもなじみができておるという現状で、できることならば從價稅の方が望ましいといふ消費稅に共通する考へ方からいたしますと、一級、二級は從價稅だが税率は低い、特級には一部從價稅が入つてきたといふようないまの仕組みといふものは、それなりの合理性はあると考へておりますので、原

料事情が変わつたといふことからその級別課税を廢止するといふふうには考へておりません。

○永末委員 級別審査といふのは官能審査です。ウイスキーの場合などは含有アルコール度でびしびしといつてしまふ。官能ですから、人間の感覺によつてやるのでございすが、優良とか佳良とか、よくわからぬ判斷材料になります。この級別審査をやつていく上で、たとえばこのごろあちこちでできておる濁り酒といふのがございすね、そうなりますと、酒の色などといふものも変わつてくるわけでございまして、一体どうするか。それから、新潟に行きますと赤い酒、御存じです。大蔵大臣、あなたの方の新潟でございすから。あれあたり色も違ふわけでございまして、こういうものの級別といふものをどうするか。また、ライスイソと稱するワイン酵母でつくられてゐる酒もある。非常に事情が変わつてくる。何となく一級酒でやつておるということになる。そういう申請があるからそれでよろしいとしてやつておるのか。結局それは一級酒並みの値段で売りたいから、こういう目的があつて、そうなつておるんじゃないやうか。そうすると、もともと級別審査が始まつた理由もまたなくなつてゐるんじゃないか、こう思ひますが、いかがですか。

○矢島政府委員 先生御質問のまず級別制度といふことでございすが、御案内のように清酒と……

○大村委員 簡単にお答えください。

○矢島政府委員 やはり清酒の級別につきましては、品質審査は官能審査によるといふのが一般的でございまして、これは諸外國においてもそういう方法によつて認められておるわけでございす。

それから、いまおつしやいました赤い酒とか濁り酒といふような問題でございすが、級別は、地方酒類審査會におきまして出品されたものについて審査を行ひまして、特級とか一級とかいふような規格を有すると認められるものを特級、

一級に認定するわけでございますが、非常に訓練された専門家によってやられておりますし、また製造、貯蔵上の欠点がないもので、しかも特級、一級として品位があるものは特級、一級という認定をするわけでございます。ただ、新しいタイプの酒につきましては、官能審査に当たって不利になつてはいけないというようにございまして、タイプを区分して審査するといったようなきめの細かい配慮をしておるわけでございます。したがひまして、新しいタイプの酒だからといって特級にならない、あるいは一級にならないというようにございせん。

それから、先ほどおっしゃいました赤い酒といったような新しく開発された酒につきましては、ほとんど一級または特級に認定して販売しておるわけでございます。ただ、いわゆる濁り酒、活性清酒と言っておりますが、これはおり酒から出たものでございまして、性質上清酒に比べまして品質の劣化が非常に早いという問題もございまして、ちょっと上級酒としては品質保証するということには問題があるかということで、級別審査に出品しないように指導しておることも事実でございます。

○永末委員 そういふいま申しました、要するに級別審査といういままでやってきたものの仕方ではないいろいろなものができてきておる。十数年前に二級酒であつて金ラベルを張りましたね、これは、アルコール度数において一級酒とオパーラップしている個所がある二級酒についてそういう措置がとられたと思ひます。したがつて、長い歴史はございまして、級別課税をやつて従量税でやつていく、その従量税も、実は変形された従価税だ、こう言うのなら、むしろ自由に日本清酒をつくらして、おのおの創意を働かしてやる方が、清酒というものがもつと広がるという見込みがあるのなら、私はやはり従価税というものをとつと真剣に考えるべきところではなからうかと思ひます。それが一つ。

それからもう一つ、従価税をやるのでございまして、それぞれの銘柄の酒の特殊性が国民にわからねばなりませんから、それに関連して原材料表示を、先ほど洋酒にはなくて清酒にはやつておるというのでございまして、これをちゃんとやらして、どういふものが入つておるのか、いろいろなまぜ物をしておるビールもございまして、大麦だけのやつもある、それをやはり国民に知らせる必要がある。そういう意味では、公正競争規約というものをちゃんとつくつて、それにのつとて国民にも、なるほどこれはこういう酒だからうまいのだ、あるいはこれは私は好きだ、こう思ふわける公正競争規約をつくるのが必要だと思ひますが、その二つをお答え願ひたい。

○大倉政府委員 方向としてはできるだけ従価税の思想を取り入れていきたいという点は、永末委員と同じような気持ちを持っております。ただ、清酒の一、二級につきまして、なかなかその従価税に移つていけないというのは、実は清酒業界独自のいろいろなむずかしさがございまして、最近の原料事情からも来るわけでございまして、いま従価税に移つてしまつと、コストが高がつて値上げをせざるを得ないときに、コスト高のほかにまた税がふえる分もあつて、中小メーカーはそれがとても転嫁し切れないという、非常に現実的なむずかしさがあるものですから、一級、二級まで従価税を持ち込んでいくということが現実問題としてなかなかむずかしい。

同じような意味で、純米酒と申しますか、米がたぐさん入つておる酒というのは、実はコストが高くなつてしまふ。そうすると、従価税に全部移ると、お米をたぐさん使う酒ほど税負担が高くなるという現実の問題がございまして、いろいろな事情を十分考えながら、今後基本的にはできるものから従価税に移つていく。しかし、それが結果として中小企業が思ひやることになつてしまつてはまた困るわけで、その辺にらみ合せて考えていきたいと思ひます。

それから、内容の表示の問題は、御指摘の線に沿ひまして、公正取引委員会とも御相談しながら、できるだけ消費者の立場も考へて今後とも指導に努めてまいりたいと思ひます。

○永末委員 現在の従価税は、いわゆる高い商品にかけておるわけですが、従価税にするということは、従価税率を低くしてやる、これが大事ですよ。

それから、先ほど大臣が言われた、ドイツのビール業者には規模別、段階別税制がある、そうですね、大きなメーカーと小さいものとは違ふわけだから。日本の清酒業者は、いま言つたように中小企業が多い。規模別課税をやるつもりはありますか。

○大倉政府委員 先ほど大臣もおっしゃいましたように、非常に古くからあつて、どうも營業稅的なものが残つてしまつていふふうには私も感じておるわけでございまして、やはり消費稅としましては、店頭に並び、また税を實質的に負担していただく消費者の側から言つて、メーカーがだれであるかでそこが変わるというのはなじまないのではないかと思ひます。

○永末委員 もっとゆつくりやりたいのですが、御検討を願ひます。それはつまり、營業稅的なものがあるだろうというのではなくて、もうちょっと調べてもらひまして、やはりドイツにしたつて中小ビール醸造業者を守つていこうと思つておるかもしれない。私も研究しますから、御検討願ひたい。

さて、酒税は、これは消費稅というのですが、応能負担といひますけれども、応能負担というのは、酒の上等なものを飲む者には高く税金をかけるということなのか、高い酒を飲む者には高い税金をかける、どつちですか。

○大倉政府委員 非常にお答えがむずかしいと思ひますが、いまでさう上がつていふ体系から考えますと、かなりの部分で、高いお酒をお飲みになる方はそれなりに高い負担をしていただきたいという考え方がかなりいろいろの面に入つておる。しかし、そのもう一つ根元には、高いお酒というものは品質のいいものであるはずだという考え方も

入つておると思ひます。

○永末委員 消費稅そのものは、その内容について、これは酒の場合は嗜好飲料でございまして、こちらからはAについて品質がいいのだと思つていても、ところがBがこっちの人はBについていいと思うかもわかりません。何もアルコールの度数が少し高くて濃いから上等だと言えないかもしれない。しかし、消費稅そのものの経済的観点からすれば、値段の高いものにより高い税率がかつてもしかるべき、これでしよう、いかがですか。

○大倉政府委員 私はそのつもりで申し上げたつもりでございます。

○永末委員 逆に言ひますと、大体値段の同じようなものは同じ酒税の率でよろしい、こういうことになりませんか。

○大倉政府委員 それを徹底して考えますと、それは全種類を通じて小売価格ベースで従価税を負担していただくという考え方になるわけでございまして、それが多年の経緯を経て現在の競争条件ができておるわけでございまして、一挙にそちらに移行しますと、また種類のメーカーごとに非常にいまと条件が変動してしまうものですが、やはりいまある現実の姿というものを尊重しながら、負担率引き上げのときに永末委員のいろいろおっしゃつた点も考慮に入れて勉強をするということではなからうかと思ひます。

○永末委員 もうちょっと正確に聞いておきたいのですが、私の申し上げたところを考慮するとおつしやるのは、やはり消費稅であるから大体同じ、それはかけ方が違ひますから小売価格のようになつたりといふかぬかもしれない、しかし大体同じ種類の酒については、たとえば輸入ウイスキーと国産ウイスキーの場合でも、大体酒税の負担部分は同じようになつていくべきものだとお考えです。

○大倉政府委員 それは同一の種類のものでは、値段が高い場合にはそれなりの負担をしていただくということが望ましいと思ひます。ただ、いま御指摘の具体的な問題は、これは実は日本の特殊事

情によつて輸入ウイスキーの流通マージンが異常に高いところから起因しているわけでございます。

○永末委員 関税局長、先ほどちょっと問題がございましたが、これでたとえばE.C.、イギリスを含めてウイスキーを初めとして洋酒の輸入ラッシュというものが続きますね。日本としてはやはりそれに受け答えをしなければならぬというのが、ことしの輸入酒類に対する関税率の引き下げになりました。これは引き下がってきますと、たとえばいまのウイスキーの税金の立て方はC.I.F.に税金を足したもので、これに税率をかけてやっておりますという形になっているわけでございます。だんだん関税が減っていきますとこれはますます減ってくる、こういうことになります。どっちが答えになりますか。

○大倉政府委員 C.I.F.プラス関税が課税標準でありますから、おっしゃるとおりになります。

○永末委員 そうしますと、今度は国産の方ですね、国産のウイスキーは必然的に、関税が下がってきますと輸入のウイスキーの酒税は下がっていく、こつち側は従量税、従価税ともにございまして、下がらないということになりますと、酒税負担部分がだんだん離れてくる、こういうことになります。それはどうやって直しますか。

○大倉政府委員 従価税適用種類についてはおっしゃるような状態になります。それは結局保護関税の壁が縮まったということでございます。したがって、企業としてはそういう状況に即応してやはり企業努力をしていただきたい。長い目で見れば保護関税の壁というものは漸次下げざるを得ないという国際環境にある。それはひとつウイスキー業界としても理解をしてほしい、私はそう考えております。

○永末委員 このウイスキーの税金、酒税のかけ方に二通りございまして、元売価格というものを基準にしながら、従量税であれ従価税であれかけていく仕方もございますが、大体公示された小売価格から一定率三割を引く張つてしまつて、その

中で税金が、ある率が決まつておりますから出て、結果的には蔵出価格が決まるというやり方をやっておりますものもある。

ところで問題は、いまのように輸入ウイスキーの方が関税が下がることによつて下がってくる場合に、なるほど保護関税がなくなつたからしようがないじゃないかと云へばそれとおりでございませうが、公正な競争をもし大蔵当局が国内、国外を問わずウイスキー業界にやらせようとするのなら、税金の負担部分は似たようなものにするのが当然ではないか。国内のウイスキーばかり税金が高くて輸入ウイスキーが安いということでは、われわれ日本人は愛国者ばかりですから、いや、高い国内のウイスキーを飲んで税金を払おうと思へばよろしいが、高かつたらやめだと言つて困りますね。そういう意味合いで、たとえば小売価格を前提にして一定率三割を引く張つて酒税を算定する方法をやつていかれるとするならば、その一定率をもう少し広げて、結果的に輸入ウイスキーの酒税分の負担と似たような負担になるような考慮をされる余地はございませうか。

○大倉政府委員 一定率と申しますのは、流通マージンの実態調査をいたしまして、その結果算出して従価税が完全に適用されるようにつくつていく制度でございますから、実態を離れて国産保護のために一定率を引き上げるといふことは、国際的にもはなはだしい非難を受けましようし、私どもとしてはきわめて慎重にならざるを得ません。

○永末委員 輸入ウイスキーというのは、言うならばわが国内におきますいろいろな宣伝費等は含んでおきませぬ。ところが日本の場合には、メーカーが自分の銘柄を広告したりやつていく、こういうことでございますから、言うならば、C.I.F.に税金を足したものが課税標準となるならば、宣伝部分はそれを輸入した業者負担になつていく。その部分は酒税と関係なくなつていく。しかし国内産の場合には、みごとにメーカーがそういうことをやっていますから、その課税標準にそれは含まれていく。広告費に課税して酒税である。

これは不均衡ですね。こんなことはどう考えますか。

○大倉政府委員 その点は、先ほどごく簡単に申し上げましたように、流通マージンがどういう状態にあるかという実はそれぞれの販売政策から出てくる問題でございます。それを関税の段階で調整すると思へば、一つの考え方としては、A.S.P.のようなやり方があるかもしれませんが、またいまの状態では、それは新たなN.T.B.であるということでも猛烈な批判を受けるであらうということ、これまた非常に慎重に対処しなければならぬと思ひます。

○永末委員 関税でやれと言つておられるのと違つて、酒税というものは、そつちの人が交渉してやつてくるわけでございますから、結果的にそれが酒税になつた場合に——やはり似たようなもので似たような小売価格で売られる場合には、なるほど一定率というのはいまの小売マージンの現状を把握して決めたんだ、それはそれでよろしい。しかし結果的に酒税に、両者に相当な幅が出た場合には、何らかの措置をとつて、やはり酒税負担の公平を期するのが本当ではなからうか、この考え方はどうですか。

○大倉政府委員 それはもっぱら小売価格に対する負担率から議論をなさいますとそういうことになる。しかし、いまの税の体系は蔵出税でございます。蔵出価格という角度から言いますと、それは輸入酒は、蔵出価格に相当するものはC.I.F.価格でありますから、日本の酒は蔵出価格に對して従価税が適用される、輸入酒は蔵出価格に對してC.I.F.に税金を足してそれに従価税が適用されるということでございますから……。

○永末委員 私、もう一つ伺いたしたいのは、日本の消費者がウイスキーを買う場合に、輸入ウイスキーだったからこれだけは税金だ。もちろん酒税と、その場合には日本という立場からすると関税も入ります。それから国産のウイスキーを買つた場合はこれだけは酒税だという場合に、それと比べて、日本の方が多い場合には妙な気がしますね。

あなたが酒税についてどうやってかけるかと考えたことは、それはそれでよろしい。ただ結果的に、消費者がウイスキーと称するものを買う場合に、国内産と輸入品とを比べてその中の税金部分を考えたときに、非常に離れが出てきた場合に、これはもうしょうがないんだとやられるのか、やはりそのときには考えようとするのか、その点をもう一度お答え願ひます。

○大倉政府委員 それは小売価格ベースの従価税という考え方は、将来の研究課題として残つておるといふことだけ申し上げますが、現実にはいま直ちに改正することはどうしてできないと思ひます。

○永末委員 将来の検討であるというから、将来をひとつ見ておられますから……。

○大村委員長 荒木宏君。

○荒木委員 大臣が参議院の本会議の方にいらつしやると伺つておりますので、お帰りになつてからまたお尋ねをするということにいたしまして、どうぞ御退席をいただきまして結構でございます。

そこで、政府委員にお尋ねをいたしますが、酒の種類間のそれぞれ税負担のあり方の問題、また各メーカー、卸、小売の業種間の調整の問題、酒の行政についてはいろいろ分野があるわけですから、私、まず小売の免許の問題からお尋ねをさせていただきますか。

国税庁の方に伺ひますが、酒類の小売免許の要件は概略どういふふうになっているか、簡単に御説明いただきたいと思ひます。

○矢島政府委員 酒につきましては、非常に重要な財政物資であつて、また非常に高率の酒税が課されておるといふことで、同時に、消費者に対して非常に利便なように供給されなければならぬといふような問題もございまして、私どももいたしましては、免許の取扱基準というものをつくつて、それによつて運用しておるわけでございます。

判断基準をいたしましては、申請者の経歴、年平均販売見込み数量、所要資金、既存の販売業者との距離、販売地域の世帯数といったようなものを使用いたしまして、これらの具体的内容につきましては、三十八年に定めまして、それ以来ずっと運用しておるわけでございます。

○荒木委員 いまお話しした三十八年に決められた基準のうち、「申請者の人的要件」、それから「販売場の場所的要件」、こういったものがあるようですが、それとあわせて「需給調整上の要件」、こういう要件が決められております。

そのうち、申請販売場の「免許後一場当り販売見込数量」、こういう計算が数式としてあるようですけれども、その中の「申請販売場の小売販売地域」、これはどういう地域、広がり方を指すのでしょうか。

○矢島政府委員 免許の基準は、地域区分をA地区からD地区まで一応分けてまして、たとえばA地区につきましては、東京都の特別区及び人口三十万以上の市制施行地の市街地ということで、年間販売基準数量は三十六キロリットル以上ということにしております。それから世帯数につきましては三百世帯以上。B地区につきましては、A地区以外の市制施行地の市街地ということで、二十四キロリットル、世帯数につきましては二百世帯。C地区につきましては、町制施行地の市街地ということで、十二キロリットル以上、世帯数につきましては百五十世帯以上。D地区につきましては、市街地以外の地域ということで、六キロリットル以上、世帯数につきましては百世帯以上ということと運用しております。

○荒木委員 ちょっと質問が説明不足であったかもしれませんが、お聞き違いになったようでは、いまいちおっしゃったA、B、C、Dというのは、地域の階級区分だと思ふのです。販売数量あるいは標準世帯数を分ける階級区分でなければ、私が伺ったのは、その階級区分に従ってそれぞれ一場当たり販売見込み数量、これが小売基準数量を超えているかどうか、それから、一場当た

り免許後の世帯数、これが標準世帯数を超えているかどうか、この判断をするに当たって、まず当てはめをする販売地域というのがあります。その地域の広がり方はどの地域をとっておるのか。つまり、行政区が一販売地域になるのか、あるいは小学校の校区が販売地域になるのか、中学校の校区がそれに該当するののか、これを伺っておるわけなんです。

○矢島政府委員 最小行政区画を一つの地域というふうな考えでおります。

○荒木委員 そうしますと、従来からそういうことでしょうか。普通の酒屋さんが免許申請をする。たとえば東京都は人口一千万であります。一千万の東京都全域にどういふ影響を及ぼすかというのを考えて免許を検討されるのか。あるいは、私の地元であります大阪府堺市は人口八十万であります。一軒の酒屋さんが申請するのには、八十万の行政区全体にどういふ影響を与えるか、こういう観点からの検討をなさっているのか。ちよっと従来のお取り扱いといふの答弁は違ふように思いますが、いかがですか。

○矢島政府委員 その場合の地域と申しますのは、税務署長の判断によって決まるわけでございしますが、百貨店とかあるいはスーパーとか、こういうものについては、非常に特殊な事案でございします。必ずしもその基準によらない、その基準につきましては、必ずしも形式的に運用していいというふうな御理解いただきたいと思ひます。

○荒木委員 スーパーとか百貨店のことを伺っているんじゃないのです。それは国税局長が判断すると、指摘をされた通達の別の個所に明確に掲記されております。

私が聞いておりますのは、いま間税部長が答弁された「酒類の需給調整上の要件」のうちの「免許後一場当り販売見込数量」の計算をしていく前提となる申請販売場の小売販売地域内に所在する販売場、こういう採用する数値の範囲が決まっているのです。これはあれでしょう、普通の行政区

画上の町内会単位でとると、小学校区単位でとると、中学校区単位でとると、行政区単位でとると、結果が違つてきますね、それを聞いています。

○矢島政府委員 ちょっと言葉が足りなくて申しわけございませんでした。酒類販売業免許等取扱要領によりますと、「小売販売地域」というのは「申請販売場の予定販売先である酒類の消費者の分布等の実情に即し、一税務署の管轄区域、最小行政区画または学校教育法施行令第五条第二項の規定により、市町村の教育委員会が指定している小学校の通学区域等を単位とし、申請販売場の所轄税務署長が決定した地域をいう」ということになっております。

○荒木委員 初めからそう言っていたら話はずいぶん早いです。少しどころかなり言葉が足りなかつたように思ひますけれども、それはともかくとしまして、私聞きましたところでは、地方では大体一税務署単位でやっていると、都市の方では小学校の校区単位でやっているとのが普通の扱いじゃないかと、こう聞いているのですけれども、御承知のように大都市近郊の地域では、小学校の区域変更、学区の変更が毎年のようにありまして、しばしば変わるわけですね。ドーナツ現象といひますか、どんどん人口の移動がある。先ほどちよっと引用いたしました私の出身地域などは、人口増加が非常に多い地域なんです。ことに大規模なニュータウン建設がありますと、新設学区というものが例年のようにふえていく。そういうところの問題が一つあり、そこへもつてきて、私が特にききようお聞きしたいのはスーパーの免許の問題でありますけれども、先ほど部長が少し先回りして答弁で触れられましたけれども、そのスーパーの需給調整上の要件に適合するかしないかという判断が、こうした一般の数式で果たしているものであろうかどうか。

なるほど税務署長限りの判断が困難である、そこで国税局長において処理することとする、こういう規定がありますけれども、しかし、国税

局長の判断の基準、目安というものが果たしてどのようなものであるのか。単に局長は需給状況を全般にわたって調査し、設置の必要性を勘案して判定する、こうなっておるわけでありませう。一応基準としては、総販売予想量を、いままでの販売場数に今度の申請場数をプラスして割った数値が、基準数量と標準世帯数に比較して問題になる、こういうことになるわけなんです。

スーパーは御承知のように、吸引力が非常に強いという一面があります。ですから、先ほどのように小学校区単位で判断をするということになりますと、一例として、いま申請されております大阪府堺市の光明池に予定されておるスーパー・ダイエーなどは、車で市内のすみずみからやってくる、あるいは他の市からもお客が車で乗りつける、こういうことでありますから、こういう従来の数式ではとても賄えないような状態になっておるんじゃないか。また一方、局長が判断をされるにしても、単に全般を調査して必要性を勘案するといふだけですから、関係の小売業者、小売組合としては、その間に判断の確たる基準といふか物差しといふか、そういうものが出されていらないための非常な不安もあるということですので、そういった点について庁として、この局長の判断に当たつての目安、指導基準、そして小売商業組合、酒販組合との調整に当たつての基本的な考え方、こういったことを明らかにしてください。

○矢島政府委員 先生いま御指摘のように、確かに酒類販売業免許等取扱要領の中におきましては、申請者の人的要件、距離基準、それから需給上の要件というものが一般的に定められておるわけでございまして、スーパーとか百貨店といったようなものにつきましても、この免許基準に従ひまして、要件に合致していれば形式的には原則として免許ができるということになるわけでござい

ます。しかしながら、実際問題といたしまして、百貨店にいたしましてもスーパーにいたしましても、一般に資本力が非常に大きい、あるいは販売地域

も広い、あるいは他に与える影響等も大きいといったような問題もございまして、その地域の税務署長ではできないといったようなこともございまして、需給調整上の影響も判定することが困難であるということになるわけでございまして、そこでこういうような大型店舗につきましては、国税局長が判定するというようにしております。

しかしながら、その基準はどういうものについてするかということについては、特に定めていないわけでございまして、たとえば百貨店の場合でございまして、贈答品が多いとか、あるいは距離基準を免許の判定の要素とすることは必ずしも適当でないという場合がございますので、たとえば距離基準を適用しなくてもいいといったような問題もございまして、それからスーパーなんかの場合につきましては、大量販売を企画するとか、あるいは目玉商品として非常に安売りするというような問題があつてもいけないということにつきまして、やはり慎重に検討しなければいけないということでございます。この問題につきましては、国税局長の裁量によりまして判断しているわけでございまして、一般的な基準というものはないわけでございまして。

しかしながら、実際の免許をやるかどうかという点につきましては、いま申し上げましたような零細な、地域の既存の小売業者の方々に對する影響ということも十分考へなければならぬために、やはり地域の酒販組合の御意見も十分尊重し、また話し合ひもし、その上でスーパーの免許をするということにしておるわけでございまして。

○荒木委員 実情を伺つておきますが、五十三年二月現在で、百貨店、スーパー、それぞれ免許申請があつて処理されていない未処理件数がどのくらいあるか、全国の件数と大阪の件数、これを伺いたい。

○矢島政府委員 ちよつと大阪の件数についてはいま調べましてお答えいたしますが、五十一年度の酒類小売業の免許の処理状況を申し上げますと、申請が合計で四千二百十八件あつたのでござ

います。そのうち大型店舗であるスーパーについては百三十三件申請がございまして、生協につきましては二十三件、百貨店については九件、農協については十二件ということになっております。このうち免許をいたしましたものは、全部の小売につきましては二千七百二十一件、スーパーにつきましては四十四件、生協については十三件、百貨店については九件、農協については五件。それから未処理のものにつきましては、その他拒否、取り下げ、返戻というのがあるわけでございまして、最終的な未処理につきましては、先ほど申し上げました四千二百十八件のうち九百三十六件が未処理になっております。このうちスーパーが百三十三件の申請に對しまして全部一応未処理、生協につきましては二十三件に對しまして二十六件、百貨店につきましては九件中五件、農協については十二件に對して十五件になっております。これは前年から繰り越しがございまして、申請件数と未処理件数について多少食い違ひがございまして。

以上でございます。

○荒木委員 重ねて要望しますが、私は未処理件数を伺つたので、時間の関係もありまして、お尋ねした点を要領よくお答えいただきたいと思ひます。

いま五十二年三月のお話があつたのですが、私がいただいた資料では、五十三年二月、ことしの二月の概数が、大型店の未処理件数が全国で百三十七件、そのうち大阪が六十三件、こういうふう聞いておるのです。先ほどの部長の答弁でも、昨年三月で、大型店百三十三件の申請で未処理が百三十三件、ですから、繰り越しはもろろんありますが、ちよつとその年度に申請された分だけ持ち越しになっておる、こういう数字の上の結果になつておるわけですね。

これは一つは、酒販組合との調整の問題があります。これは特に顧客の吸引力が強いですから、需給秩序を攪乱しないかどうか、それと財政物資として、そういう意味合いでの小売の経営の健全

性ということを慎重に検討していただかなければならぬと思ひ、その点から言いますと、未処理がこれだけあるということは、それだけ慎重にやっていた方がいいということになるかと思ひますが、同時に、反面から言いますと、確たる基準がないために、いつ免許がおきるかわからぬ。つまり局長にまづきり任せられておつて、任せられておる局長もよるべき基準がない。ただ単に総合的に勘案をして可否を判断せよということになっておるがために、言うなれば、自分の在任中は判を押しなさいで次に持ち越そう。一方、酒販組合の方にしてみますと、毎度、毎度三月延ばし、半年延ばしにしないでいかないことにはなかなか持ち切れぬかもしれぬ、こういう非常に不安定な状態ということも一面生まれてゐるんじゃないか。

でありますから、むしろそのことの原因の一つは、この署長限りの判断の基準として示されておる販売見込み数量、それから免許後の標準世帯数、この算式のあり方がこういう大型店を予想していない算式だ。これをやはり取り入れて、相当実績もあるわけですから、調査もされておるわけですから、それにふさわしい基準、物差し、目安というものを打ち出す必要があるんじゃないか。と同時に、酒販組合との調整を、手続的な要件としても十分協議を尽くしていくということを明確にする必要があるんじゃないか。その上で局長が地域の総合的な調査の上に立つての判断ということになりますと、これは関係の小売商の人たち、あるいはまたその衝に当たられる出先の局の方々、職員の人たちの仕事の一つのルールができていくにしろ、結果としてこういう未処理の件数が年々ふえていくということは、余り適当なことだとは言えない。話によりまして、もしおるさなければ行政訴訟を起こされてそして敗訴するかもしれない、といつて、またおるせば、酒販組合の方からずいぶん強い突き上げもあるというふうなことになるわけですから、これはひとつ十分その辺の事情を検討していただきたい。

そして事態に合うような適切な処理をひとつ勉強していただきたい、こう思ひます。

○矢島政府委員 お答えいたします。

先ほどちよつと資料が見つからなくて失礼いたしましたように、五十二年四月から五十三年二月までにおきます未処理件数は百三十七件、大阪は六十三件ということでございます。その前の年が百三十三件で五十九件、五十年四月から五十一年三月は、百二十七件に對して大阪は五十七件ということになっております。

それから、いま先生のお話のございましたように、スーパーについては特別の基準をつくつたらどうかという御意見、確かに一つの御高見ではあるうかと思ひますが、必ず地域の小売商の方が猛烈な反対をするというのが実情でございます。そういうことで、したがって私も非常に慎重に、慎重な上にも慎重な検討をし、地域の酒販組合、それから需給条件、そういうものにつきましても慎重に、何度か何度か会合を重ねた上でスーパーの免許をするということを實際しておりますので、かえつて形式的な基準を設けるよりは、そこは良識のある、その地区の実態をよく知つております国税局長にその判断をゆだねる方が適當であらうかと思ひわけでございまして。

それから、先ほど申し上げましたように、そういうことで非常に未処理件数が多くなつております。先生の御っしゃる通りに、やはり行政訴訟の問題、不作爲による行政訴訟の問題とかいろいろございまして、私もその行政当局としては、率直なところ非常に苦慮しているというのが実情でございます。

○荒木委員 ただ苦慮されておるばかりでは皆さんもお困りだらうと思ひますね。まあしかし一応、基準づくりよりも運用でという当面の答弁があつたわけですね。

確認しておきますけれども、たとえば大阪府は一番未処理が多いわけですね。先ほどちよつと例を



挙げましたが、堺市光明池のダイエー、京橋駅前  
のこれもダイエー、それから富田林のいずみや、  
それから隣の兵庫県では明石市のダイエー、神  
戸市灘区のダイエー、いずれも小売酒販組合が異  
議を申し立てておりますが、いま部長のお話の  
ように、こういう現実の問題になつてゐるところ  
を、慎重の上にも慎重を重ねてという念の入つた  
答弁だったので、なおこれから引き続き協  
議を続け、十分慎重な取り扱いをするというふう  
に約束されますか。

○矢島政府委員 いま申し上げましたように、な  
るべく地域の小売商の方々とトラブルを起こさな  
いようにということ、慎重な取り扱いをいたし  
たいと思つておるわけでございますが、やはりな  
かなか話し合いが軌道に乗らない、なかなか進展  
が見られないという場合もございます。こういう  
場合には、やはり既存の販売店に対する影響とか  
消費者の利便、申請者の立場ということも総合的  
に検討いたしまして、私も独自の判断で結論を  
出さざるを得ないということもあります。その点  
はひとつ私どもの苦しい立場も御理解いただき  
たいと思つてございます。

○荒木委員 ちょっとしつこいかもしれませんが  
が、独自の判断とおっしゃいましたね。いままで  
判断は通達でオープンにしているんでしよう。免  
許の行政については、やはり法的な安定性という  
か、あるいはそれに対する信頼性というか、こう  
いう納得を得ることも大事だと思つたのです。

大臣御不在です。で政務次官に伺いますが、質  
疑はお聞き取りのとおりでございますけれども、  
基準づくりはいまのところ考えていない、運用で  
と言つておるんですが、苦慮して、その結果独  
自の判断と言つておる、これは何か解決の方向が袋  
小路に行くんじゃないか。苦慮しているんなら、  
その苦慮が解決されるような納得のいく基準づく  
りに着手をするとか、そういった解決の方向がむ  
しる前向きじゃないかと思つたのです。それは、す  
ぐそういうことについてはいろいろ問題があるか

と思ひますけれども、明らかに性質は違ふ。違ふ  
ものについては違ふ物差し、違ふものは違ふ入れ  
物というのが普通の常識的な考え方だと思ひま  
す。政務次官のそれについての今後の方向を含め  
ての御見解を伺つておきたい。——常識的にお答  
えいただいて結構です。

○稲村政府委員 荒木先生の大変深く御勉強され  
てゐる御意見ですが、やはり税務署長の判断で実  
質的にやる以外ないというのがいまの考えなんで  
ございます。

○荒木委員 ちょっといただけないと思ひます  
ね。いま署長の判断でなくて、局長の判断を問題  
にしているのです。署長でできないから局長とい  
う通達になつてゐるんですよ。局長自身も物差し  
がないから事実困つてゐるという、こういう部長  
の答弁だったので、これは、大体問題  
の所在はお聞き取りいただいたと思ひますし、  
今後とも続く問題ですから、当面運用の上で十分な  
関係者の納得を得るような方向での一段の努力を  
期待をいたしまして、時間が大分たちましたか  
ら、ひとまずこの質疑はここでかき止めていただ  
きます。

次に、同じ小売の關係でございますが、卸、そ  
れからメーカーとの關係を伺いたしたいと思います。  
酒税の納税時期につきましては、納税猶予の問  
題でございます。大体蔵出しの翌月の月末という  
ことですから、月の半ばを一つ基準にとります  
と、その月の残り十五日と、それからその翌月三  
十日で、四十五日と見ていいかと思ひます。それ  
に一月分さらに猶予になりますと七十五日という  
ことに計算上はなつてくる。大体九割ぐらいは一  
カ月猶予を受けておるようですから、手続も非常  
に簡便なようですから、一番多い七十五日という  
ことにいたしますと、小売の方から代金を手形で  
納入をする、あるいは卸からメーカーに納入をす  
る、それが日にちが七十五日ということではなく  
て、それよりも短いという問題ですね。  
いろいろ実情はあると思ひますし、またこれは  
一つはビジネスの問題でもありますし、商慣習の

問題でもあるわけですが、私が聞きましてところ  
では、実際の取引サイトは、清酒で七十日ぐらい、  
ウイスキーで五十日、ビールでは小売で二十五日  
というのもあるということなんです。

そこで、公正取引委員会に伺いますが、税金そ  
れから商品の代金と両方込みになつてゐることは  
ありますが、納税猶予がメーカーだけメリットが  
ある、その点だけ取り上げてみますとそういうこと  
が言えるのではなからうかということであり  
まして、そういう指摘がありますので、公正取引  
委員会が、こういった小売と卸、メーカーとの取  
引の実情を熟知されておるかどうか、これからま  
ず伺つておきたい。

○樋口説明員 いま先生のお尋ねの件でございま  
すが、税法上猶予されてゐるということにつきま  
しては、先ごろ国税庁の方から伺つたところでご  
ざいます。また業界の実態として、小売業者が  
どのような支払い方法あるいは取引条件で卸売あ  
るいは製造業者と取引しているかについての実態  
は把握してありません。

○荒木委員 大手のたとえばビールメーカーが、  
これが先ほどちょっと例示しましたように七十五  
日ほど自分の手元に税金相当分を滞留してゐる、  
ところが、零細な末端の小売業者が二十日そこそ  
こで税金相当分を入れなければならない、こうい  
うことになりまして、諸般の事情はあると思ひま  
すが、その限りで力の優位が違つてゐるから、  
一方に不利になつてゐて、そこに正当性というか  
妥当性というか、不当性が全くないと言ひ切れる  
かどうか、この点についてはいかがですか。

○樋口説明員 先生のいまのお尋ねの点で、独占  
禁止法の観点から見ますと、あるいは不公正な取  
引方法に該当するのではないかとのお考えをお  
持ちかと思ひますが、この問題につきまして、独  
占禁止法の適用上の問題について検討するに際し  
ましては、やはり取引の実態をよく把握すること  
がまず必要だろふと思ひますし、また、その結果  
そのような取引の慣行といひますか内容が経済上

の合理性があるかどうか、競争政策の観点から十  
分検討する必要があるかと思ひます。さらにこ  
の問題は、酒税の徴収の問題とも絡んでおります  
ので、税法上の取り扱いがどうなつてゐるか、も  
う少し詳しく国税庁の御意見を伺つたりするな  
ど、国税庁と十分連絡をとつた上、慎重に検討し  
ていきたい、そういうふうな考えております。

○荒木委員 いずれにしても検討してみよう、こ  
ういふお話のようですから、それで結構なんです  
が、この前石油税法の審議のときに、ガソリン  
スタンドとそれから元売りとの關係についても同じ  
ように聞いたわけですが、

公取にもう一言聞いておきますが、この前の石  
油税法の關係のスタンドの問題とあわせて、この  
酒の小売の取引の問題、これは調査をして、そし  
て調査結果を報告してくれませんか。

○樋口説明員 私どもの方としては、これは独禁  
法の立場から調査するかどうかにつきましては、  
主務官庁の方と十分連絡をとつた上で、そのよう  
な実態があるかどうか、あるいはその調査の必要  
性があるかどうか、その上で検討したい、そのよ  
うに考えております。

○荒木委員 いずれにしても、調査というか検討  
というか、一度調べて、そして考えを明らかにし  
てくだされ。いいですか。

○樋口説明員 問題がいろいろ錯綜してゐると思  
われまふので、もう少し主務官庁の御意見を十分  
聞いた上で——実態については主務官庁の方が非  
常に詳しいと思ひますので、私も何分陣容が貧  
弱でありまして、すぐ取りかかるかどうかは、も  
う少し主務官庁の御意見を聞いた上でやりたいと  
思ひます。

○荒木委員 それでは、それはとりあへず検討に  
着手するということだけはつきりしておいてくだ  
さい。どうも返事がはつきりしないので……

○樋口説明員 私どもは、不公正な取引方法の問  
題につきましては、日本の流通業界、いろいろな  
業界にいろいろな問題を抱えてゐるというふうな  
観点から、ことしも流通問題に非常に力を入れて



これは人によってかなり意見が違ふ問題でございますけれども、私は一番大きな理由は、どうも食生活の変化あるいは味の好みの変化というもの

ただ、いまの比較でも、清酒二級とウイスキーの  
指摘の点はあると思います。

の境目にあると申し上げるのが一番いいのかもしれないませんが、境目にあるところで具体的に計算すると、銘柄ごとにおっしゃるように負担、引き上

というのは片一方で何かやり始めると裏へ回つてまた変なことをやるというふうに言われて、問題が非常に混乱してしまうことが避け切れな



だいて質問を終わりたいと思います。

一つは、今回の増税の措置に伴う小売業者の記帳の問題で、大変に日々記帳の事務が繁雑である、負担がかかっているという声もありますので、これは庁の方から、そうした税率改定に伴う記帳の指導について、小売業者に負担がからないような配慮といえますか善処を求めたいというので、これの答弁をひとついただきたいと思います。

それから、これも国税庁ですが、清酒製造業者実態調査というのをされておまして、総括調査、それから財務関係調査、それから生産費調査がされております。本日資料要求をしておいたのですけれども、先ほどの連絡では暫時時間をいただきたい、こういうことでございましたので、時間的な関係は結構ですけれども、せっかく調査をされておるその調査結果の総括をひとつ報告していただきたい、こういうふうに思いますので、その資料要求をひとつしておきたいと思えます。

それから最後に、これは大臣御不在の間に、多少行政面も含めまして質疑をいたしました。参議院の本会議がございましたので、御退席いただいたわけですが、その間の政府委員の答弁で、将来の扱いについて私としまして必ずしも釈然としない、納得できない点も一、二ありましたが、その点なおよく政府委員の方からお聞き取りの上で、ひとつ責任者としての政治的な御判断も要請をしたい。それについての答弁を伺って、質問を終わりたいと思えます。

○矢島政府委員 最初に、手持ち品の問題でございしますが、前回の五十二年一月の増税のときにも実施したわけですが、私もどなたもいたしませんでした。販売業者の方になるべく負担をかけないというふうな方針でやっておるわけですが、できるだけ簡素化、それから手持ち品の確認事務の省略を行うという方針で臨んでおるわけでございます。今度御審議いただいております法案が仮に成立した場合には、基本的には前回とほぼ同じような方法で臨みたいというふうに考えておる

わけでございますが、具体的に仮に前回の状況と同じようにやるといたしますと、手持ち品課税の対象となると見込まれます小売業者に対しましては、酒類の受け払い時日の毎日の記帳を、普通の場合であるとお願ひするわけでございますが、最低限ということ、少なくとも施行五日前から施行日後十四日程度、都合二十日間前後はお願ひしたいというふうに考えておるわけでございます。

それから記帳につきましては、酒類種類、それから容器ごとを受け払い数量を記載していただくというようにしたいと思えますが、種類の多いミニチュアびんみたいなものについては、今後もう少しと簡略化する方法がないかどうか検討したいというふうに思っております。

それから、手持ち数量の確認事務につきましては、対象者を必要最小限度にしほりまして、なるべく短時間に終了したいということによりまして、小売業者あるいは卸売業者の方の負担を最低限にとどめるような努力をしていきたいと思っております。

それから、さっきお話のございました酒類の実態調査でございますが、これはちょっといま突然のお話でございますので、私も手元にもございませんので、至急準備できるかどうか検討させていただきます。よろしくお願いいたします。

○荒木委員 突然のお話について、これは言うてあるのです。それで、きょうの質疑までに提出をするという話になっておったのですが、先ほどの連絡で間に合わぬからというので、それはやむを得ませんでしよう、後日でもいいですから、こういうことでいま言っているわけですから、ちょっと話が違ふのです。

○矢島政府委員 失礼いたしました。昨日遅く実は御連絡がございましたものですから、私もども調理をする時間がございませんので、そういうふうに申し上げましたが、失礼いたしました。提出いたします。

○村山国務大臣 スーパーに対する小売免許の基

準のお話でございますが、御承知のように、普通の小売の方は大体三つの要件で、距離基準とか、あるいはその財政基準であるとか、あるいは近辺における需給の状況を見まして、そして共存共栄ができるようにということとで免許いたしておるわけでございますが、スーパーはなかなかむずかしい要素がございまして、いま国税局長の判断によってやるということになっておるそうでございます。

恐らく主に二つ問題があると思うのでございしますが、一つは、スーパーがありますと方々から人がやってくるから、需給関係をどういうふうにか考えるのか、もう一つは、近辺の小売業者にどんな影響を与えるのか、その辺のことがなかなか機械的に出ないままに、恐らく国税局長の常識判断ということではないかと思うのでございしますが、いづれにいたしましても、御指摘になった点はきわめて大きな影響のある問題でございますから、今後引き続き検討いたしまして、何らか妥当な解決を見たい、かように思っておりますのでござい

○荒木委員 終わります。

○大村委員長 この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、国の会計、金融及び外国為替に関する件（円高問題）について、来る四月五日午後一時、参考人として日本銀行総裁森永貞一郎君の出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来る四月四日火曜日正午委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五分散会

大蔵委員会議録第八号中訂正

一ページ三段諸願付託欄中十一行（丹羽喬四郎君紹介）を（江崎真澄君外一名紹介）に訂正

昭和五十三年四月十一日印刷

昭和五十三年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

Z